

令和7年3月21日

懲戒処分の公表について

公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会
会長 三浦 一範

公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会は、令和7年3月21日付にて、定款第11条の規定に基づき、不動産鑑定士甲に対する懲戒処分を決定したので、同懲戒規程第42条第2項の規定により公表する。

記

1. 懲戒処分の種類

戒 告

2. 懲戒処分の理由

甲が発行した不動産鑑定評価書は、不動産鑑定評価基準及び同基準運用上の留意事項に照らし、実地調査の方法や記載事項の内容等につき、甚だしく適正を欠き、専門職業家として極めて慎重を欠く、軽率な行為に基づくものであるとして、国土交通省近畿地方整備局による行政指導（厳重注意）及び公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会による懲戒処分（戒告）の対象となった。

前記の通り、本件不動産鑑定評価書は、専門職業家としてふさわしくない、不適切な行為に基づくものであり、その結果として、本件不動産鑑定評価書の利用者に誤解を生じさせ、不動産鑑定士の品位及び信用を著しく毀損した。

よって、甲は本会会員に課せられた倫理規定遵守義務（倫理規定第1条各号）に違反するものと判断した。

以上